◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律

(平成一九年六月一日法律第七○号)

- 一、提案理由(平成一九年四月一一日・衆議院経済産業委員会)
- ○甘利国務大臣

続きまして、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国経済は、全体としては回復基調にありますが、中小企業の回復はおくれており、 大企業に比べて相対的に信用度の劣る中小企業の金融環境は依然として厳しい状況にあ ります。今後とも、日本経済を支える中小企業、とりわけ新事業や事業再生への挑戦を 図るやる気と能力のある中小企業に円滑な資金供給を図ることは極めて重要であります。

こうした認識のもと、不動産や個人保証に過度に依存しない融資をより一層促進する とともに、事業再生に取り組んでいる中小企業への資金供給を円滑にするために、中小 企業信用補完制度を充実させる必要があることから、本法律案を提出した次第でありま す。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業が保有する資産を有効活用した融資を促進するため、中小企業が売掛金債権を担保として金融機関から借り入れを行う場合に信用保証協会が保証を行うための売掛金債権担保保険を拡充し、その担保対象に棚卸資産を追加した流動資産担保保険といたします。

第二に、資金繰りが特に困難となる民事再生法や会社更生法を利用して事業再生に取り組む中小企業に対し円滑に資金供給がなされるよう、こうした中小企業が金融機関から借り入れを行う場合に信用保証協会が保証を行うための事業再生保険を創設いたします。

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。 二、衆議院経済産業委員長報告(平成一九年四月二六日)

○上田勇君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきましては、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、売掛金債権担保保険を拡充し、担保対象に在庫等を追加した流動資産担保保険に改めるとともに、事業再生保険の制度の創設を行う等、必要な措置を講じるものであります。

本委員会においては、四月十一日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、 質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終局後、採決を行った結果、本案は全 会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告(平成一九年五月二五日)

○伊達忠一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を 御報告申し上げます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、棚卸資産を担保とする融資のため制度を拡充するとともに、事業再生保険制度を創設するものであります。

なお、両法律案の審査のため、北海道に委員派遣を行い、地域経済及び中小企業金融 の実情を調査いたしました。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、一つ、商工中金を民営化する 意義、一つ、商工中金の中小企業金融機能維持の必要性、一つ、動産担保融資の普及に 向けた課題等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべき ものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。